

意見公募手続の結果について（案）

1 計画等の名称

川越市都市・地域総合交通戦略【追補版】

2 計画案の公表日

令和 3 年 11 月 25 日

3 募集の方法

(1) 募集期間 令和 3 年 11 月 25 日～令和 3 年 12 月 24 日

(2) 意見を提出できる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事業所又は学校等に在勤・在学する方

ウ その他この計画に関し利害関係のある方

(3) 案の閲覧方法

ア 交通政策課、各市民センター、川越市西口連絡所

イ 川越市ホームページからの閲覧

(4) 意見提出方法

ア 直接持参

イ 郵送

ウ FAX

エ 川越市ホームページからの電子申請

4 結果概要

(1) 意見提出者 1 名

(2) 意見件数 1 件

5 提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方

意見の概要と市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見に伴う「川越市都市・地域総合交通戦略【追補版】」の修正はございません。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	全国各地で通学中の交通事故が頻発している中、笠幡 85 番地他水久保団地内の市道 8305 号線には 30 キロ制限がない。ここは霞ヶ関小学校の通学路及び塙保一学園の散歩コースとなっており、非常に危険な状態である。早急に対処してほしい。	該当箇所につきましては、令和 3 年 4 月 21 日に防犯・交通安全課へ陳情書をいただいた際、「スピード落とせ」の路面表示を 2 箇所設置したところです。また、30 キロ速度制限の標識・路面標示につきましては、現在、埼玉県警察に設置依頼しているところでございます。今後とも関係機関等と連携しながら、引き続き安全対策に努めてまいります。